

電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について

(趣旨)

平成30年9月13日付けの経済産業大臣からの意見照会(別添1)を踏まえ、電気の経過措置料金に関する調査・審議を行うため、当委員会の下に「電気の経過措置料金に関する専門会合」を設置する。

主なポイント

○ 電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について

平成28年4月の小売全面自由化に際しては、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、平成32年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金(経過措置料金)を存続させることとなっている。

本経過措置は、平成32年3月末をもって撤廃し、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域については、経過措置料金が存続することとなる。

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第2項及び第6項の規定により、平成31年4月以降、大臣指定(又は、平成32年4月以降、解除)の判断、決定を行うことが法律上可能となることから、この点に関し、平成30年9月13日付けの経済産業大臣からの意見照会(別添1)があったところ。

これを踏まえ、電気の経過措置料金に関する下記の調査・審議事項について委員会で調査・審議を行う必要がある。

このため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項の規定に基づき、当委員会の下に「電気の経過措置料金に関する専門会合」を設置する。専門会合の構成員は、委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は委員長が指名することとされている。本専門会合においては、別添2のとおり構成員を指名する。

(調査・審議事項)

- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準
- ・当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価(必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。)
- ・実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

(参考) 電気事業法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十二号) 抄

施行日：平成 32 年 4 月 1 日、ただし、第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律 (以下「平成二十六年改正法」という。) 附則第十六条に二項を加える改正規定 (第六項に係る部分に限る。) は、平成 31 年 4 月 1 日

附 則

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域 (離島 (新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。)) を除く。以下この項において同じ。) であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの (以下「指定旧供給区域」という。) における一般の需要 (みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給 (附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。) を開始した旧供給地点 (附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。) における需要及び特定規模需要 (旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。) を除く。) であって次に掲げるもの以外のもの (次条第二項において「特定需要」という。) に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給 (以下「特定小売供給」という。) を拒んではならない。

- 一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの
 - イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件
 - ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件
 - ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件 (附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。) であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件
- 二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3～5 (略)

6 経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（次項において「平成二十七年改正法施行日」という。）前においても、第一項並びに附則第二十五条の五及び第二十五条の十第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

7 （略）

（参考）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号） 抄

附 則

（施行期日）

第一条 （略）

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）並びに附則第七条及び第八条の規定 平成三十一年四月一日

経済産業省

官 印 省 略
20180913 資 第 4 号
平成 30 年 9 月 13 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者による特定小売供給に係る指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準等について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準、当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価（必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。）、並びに実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項に関し、貴委員会の意見を求めます。

※注 上記の検討に当たっては、小売料金規制の撤廃状況等に係る諸外国における動向も踏まえるとともに、また、消費者等の関係者の意見を幅広く聴取することが必要となる。

(別添2)

電気の経過措置料金に関する専門会合
委員名簿(案)

(敬称略、五十音順)

(座長)

泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授

(委員)

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター

(専門委員)

大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員
協会

代表理事

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 経済学部 教授

河野 康子 特定非営利活動法人消費者スマイル基金 理事

竹内 純子 特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所・公共政策大学院 教授

丸山 絵美子 慶應義塾大学 法学部 教授

※電力会社、新電力、日本商工会議所、関係省庁等がオブザーバーとして参加予定。